

4月1日以降の県主催イベント等の取扱いについて

- 県主催イベント等の取扱い（実施期間：令和3年4月1日（木）から令和3年4月21日（水）まで）
 - 県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。
ただし、この期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。
※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。
 - 屋内県有施設の休館（実施期間：令和3年4月1日（木）から令和3年4月21日（水）まで）
 - 以下の条件を厳守した上で、準備が整った施設から原則として再開する。
ただし、再開に当たって施設管理者は各施設の所管部局と事前に協議すること。
 - （1）以下の行為を伴う利用は禁止する。
 - ・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）
 - ・ 宿泊施設・シャワー等の使用
 - ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
 - ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
 - ・ その他、政府の定める基本的対処方針を逸脱する等の行為
 - （2）以下の感染対策を徹底する。
 - ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策
 - ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
 - ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入
 - ・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言の厳守